

広島県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によつて、安芸高田市吉田町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、安芸高田市長から届出があつた。

平成二十二年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

		上		下	
大字		欄		欄	
中馬	字	地	番	大字	字
長者原山	甲内狼岩	八四二、八四三の八		中馬	甲内上峠
		八六三の一〇八から八六三の一八一			